

厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号。以下「条例」という。）附則第4項の規定に基づき、条例の施行について必要な経過措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(条例の施行前に作成し、又は取得した行政文書の取扱い)

第3条 条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成し、又は取得した行政文書（以下「施行日前行政文書」という。）の施行日以後の管理については、なお従前の例による。

(保存期間が30年を超える施行日前行政文書の保存期間等)

第4条 前条の規定にかかわらず、施行日において30年を超える期間が保存期間として定められている施行日前行政文書については、保存期間が30年として設定された行政文書とみなして、条例の規定を適用する。

2 前項の規定により保存期間が30年として設定された行政文書とみなされる施行日前行政文書のうち、保存期間が既に30年を経過しているものについては、次の各号に掲げる施行日前行政文書の区分に応じ、当該各号に定める日まで保存期間が延長されているものとみなす。

- (1) 昭和50年度までに作成し、又は取得した施行日前行政文書 令和9年3月31日
- (2) 昭和51年度から昭和60年度までに作成し、又は取得した施行日前行政文書 令和10年3月31日
- (3) 昭和61年度から平成6年度までに作成し、又は取得した施行日前行政文書 令和11年3月31日

(保存期間が30年を超えない施行日前行政文書の取扱い)

第5条 施行日において30年を超えない期間が保存期間として定められている施行日前行政文書のうち、当該保存期間を満了してなお保存しているものについては、条例第10条の規定の例により、市長が引き続き保存し、若しくは市長に移管し、又は廃棄するよう努めるものとする。

2 施行日において30年を超えない期間が保存期間として定められている施行日前行政文書のうち、当該保存期間を満了していないものについては、当該保存期間を条例第6条第1項の規定により定めた保存期間とみなして、同条第4項及び条例第10条の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

(特定歴史公文書等とみなす行政文書)

第6条 第4条第2項の規定にかかわらず、条例第10条第1項の規定により市長が引き続き保存し、及び同条第2項の規定により市長に移管することとなる第4条第2項各号に掲げる施行日前行政文書のうち、同項各号に定める日前においても、特定歴史公文書等として利用等ができるものについては、当該利用等ができるようにな

った日以降は、特定歴史公文書等とみなす。

2 前条の規定により市長が引き続き保存し、又は市長に移管する施行日前行政文書については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政文書ファイル管理簿の記載事項に関する読替え)

第7条 令和8年3月31日までの間における条例第9条第1項の規定の適用については、「、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置」とあるのは、「及び保存期間の満了する日」とする。

(指定管理者の文書の管理について講じなければならない措置の明示)

第8条 この条例の施行の際、現に公の施設の管理をしている指定管理者との間で協定を締結している場合における条例第31条第2項の規定の適用については、同項中「指定管理者との間で締結する協定において」とあるのは、「指定管理者に対し、書面により」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。